

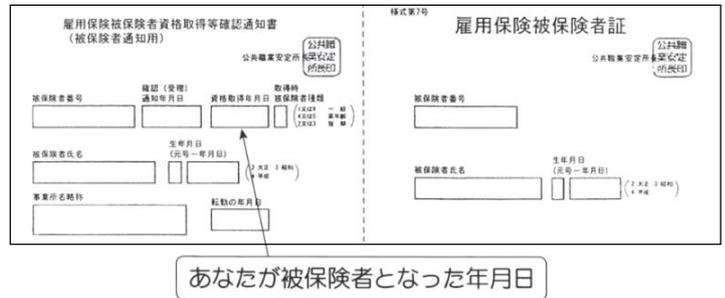
～事業主の方へお願い～

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）は、労働者本人が雇用保険の被保険者となったことを知ることができるよう、資格取得の手続き後すみやかに本人にお渡しください。

雇用保険 被保険者の皆様へ

雇用保険被保険者証について

- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）及び雇用保険被保険者証を受け取ったら、氏名、生年月日、被保険者となった年月日など記載内容に間違いがないか確認してください。
- 被保険者番号は、一人ひとり固有の番号です。
 - ・転職しても被保険者番号は変わりません。
 - ・複数の被保険者番号を持つと、失業給付を受給する際などに、不利になることがあります。



労働保険とは

『労働保険』は、『労働者災害補償保険（労災保険）』と『雇用保険』を総称したもので、政府が管理、運営している強制的な保険です。労働者を一人でも雇用している事業主は、加入が義務付けられており、労働保険の成立手続きを行い、労働保険料を納付することとなっています。

労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰等を図るための事業も行ってまいります。保険料は事業主が全額負担します。

労災保険に関する各種受付は、労働基準監督署で行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合（求職者給付）や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合（雇用継続給付）、労働者が自ら職業に関する教育を受けた場合（教育訓練給付）、子を養育するための休業及び時短就業をした場合（育児休業等給付）に必要な給付を行います。

このほか、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防や雇用状態の是正、雇用機会の増大（雇用安定事業）、並びに労働者の能力の開発及び向上（能力開発事業）を図ることを目的としています。

雇用保険に関する各種受付は、ハローワークで行っています。

保険料の負担は

<令和7年度の雇用保険料率>

事業区分	負担者		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担	② 事業主負担	
一般の事業 (以下の事業以外)	5.5 / 1000	9 / 1000	14.5 / 1000
農林水産 清酒製造の事業	6.5 / 1000	10 / 1000	16.5 / 1000
建設の事業	6.5 / 1000	11 / 1000	17.5 / 1000

●雇用保険料の負担は、賃金総額に雇用保険料率を乗じて算出します。

●雇用保険料率は毎年見直しされます。

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

雇用保険の各種給付金

失業したときは（求職者給付）

●失業給付（基本手当）を受給するには

一般被保険者（65歳未満の労働者）が離職の日以前2年間に被保険者期間（※）が12か月以上（受給資格に係る離職理由が倒産・解雇等の場合、その他やむを得ない理由により離職した場合については、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上）あって、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある方が、ハローワークに離職票等を提出し、失業の認定を受けることにより、基本手当が支給されます。

●失業給付（高年齢求職者給付）を受給するには

高年齢被保険者（65歳以上の労働者）が離職の日以前1年間に被保険者期間（※）が6か月以上あって、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にある方が、ハローワークに離職票等を提出し、失業の認定を受けることにより高年齢求職者給付金が支給されます。

（※）被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月として計算します。賃金支払基礎日数が11日以上のある月が12か月（6か月）ない場合は、賃金の支払いの基礎となった労働時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。
このように区切ることにより1か月未満の期間が生じた場合には1か月と計算することができないため取り扱いが異なります。

失業給付を受給中に再就職した場合は（就職促進給付）

●就業促進手当

基本手当の受給中に就職が決まった場合、一定の要件を満たすと支給されます。

●その他

移転費、広域求職活動費等があります。

厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講し修了したときは（教育訓練給付）

●教育訓練給付金（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）

教育訓練講座を受講し、修了したときに、一定の要件を満たすと支給されます。

●教育訓練支援給付金（受講開始日が令和9年3月31日以前の方）

専門実践教育訓練を受講している日のうち、失業している日について一定の要件を満たすと支給されます。

円滑な雇用の継続を援助・促進するために（雇用継続給付・育児休業等給付）

●高年齢雇用継続給付

60歳から65歳までの被保険者が、60歳時点（又は直前の離職時点）の賃金の75%未満の賃金で雇用されている場合に、一定の要件を満たすと支給されます。

●介護休業給付

被保険者の方が対象家族を介護するために介護休業を取得した場合に、一定の要件を満たすと支給されます。

●育児休業等給付

子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給されます。

退職した場合は

失業給付を受給するためには、離職票が必要ですので、事業主に離職票の交付を希望する旨、申し出てください。
なお、受給手続きをする際には、あなたの住所を管轄するハローワークに求職申込みを行ってください。（県内の別のハローワークで求職活動を行う方はご相談ください）

失業給付のご相談、お手続きには一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めいたします。

埼玉県内
ハローワーク一覧



「離職されたみなさまへ」
（失業給付お手続き前にご一読ください）



ハローワーク
インターネットサービス

